

令和5年度 第1回庁議要旨

日時：令和5年4月18日（火）

午前10時30分～午前11時15分

会場：庁議室

[審議事項]

1 総合支所連絡会議の設置について（総務部）

令和5年4月1日に組織改編の一環として総合支所長の職階等の変更を行ったが、見直しにあたり各総合支所管内で開催した住民懇談会において、参加者から総合支所と本庁の情報共有や連携に関する意見をいただいております、その対応が求められています。

総合支所長と本庁各部長等との情報共有及び意見交換を通じた連携強化を推進し、各地域からの要望や行政課題に対応していくために、石巻市総合支所連絡会議を設置する。

(1) 主な内容

各総合支所が所管する事務の課題、本庁、各総合支所及び関係機関相互において調整を要する事項、重要な情報等に関する情報共有、調査、調整、検討等を行う。

ア 組織構成

「連絡会議」：市長、副市長、教育長、各部長等の庁議構成員と各総合支所長で構成する。

事務局は、総務部行政経営課。

「執行部会」：各総合支所長、案件に関係する本庁の部長及び関係機関の部長級等の職員で構成

する。事務局は、各総合支所地域振興課。

イ 所掌

次に掲げる事項について情報共有、調査、調整、検討等を行う。

- ① 各総合支所が所管する事務の課題に関すること。
- ② 本庁、各総合支所及び関係機関相互において調整を要する事項に関すること。
- ③ 重要な情報に関すること。
- ④ 上記に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること。

ウ 会議

「連絡会議」は執行部会の進捗管理等を行う。（年2回程度）

「執行部会」は各総合支所等が抱える課題を集約し、調査、検討、調整等を行う。（月1回程度）

(2) 今後の予定

令和5年4月 石巻市総合支所連絡会議設置要綱の制定（施行予定年月日：令和5年4月18日）
第1回石巻市総合支所連絡会議を開催

2 石巻ガス㈱との災害時におけるガス設備復旧等に関する協定の締結について（総務部）

東日本大震災発災時、都市ガスは津波の被害により全戸供給停止となり、復旧に多くの期間を要したことから、大規模災害時においては、ガス設備の迅速な復旧が望まれている。

先般、石巻ガス株式会社より災害時におけるガス設備復旧等に関する協定を締結したいとの申入れがあり、協定内容等に関して協議を進めてきた。

同社との協議が調ったことから、協定を締結し、大規模災害時におけるガス設備の迅速な復旧による、住民の安全と生活基盤の確保を図る。

(1) 主な内容

ア 協定内容

- ① 災害発生時の情報提供
- ② ガス設備復旧等に関する施設利用

大規模災害時において、石巻ガス株式会社から駐車場、復旧資材置場、宿泊場所及び復旧拠点として施設の借用について依頼があった場合、石巻市はこれに協力する。

イ 協定締結期間

協定締結の日から令和6年3月31日まで（1年ごとに自動更新）とする。

(2) 今後の予定

協定締結式 令和5年5月8日（月）午後3時（場所：石巻市防災センター）

3 石巻市国土強靱化地域計画における指標及び目標値の見直しについて（復興企画部）

都道府県・市町村において、国土強靱化に係る他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化地域計画を定めることができるとされており、本市においても、令和3年3月に石巻市国土強靱化地域計画を策定している。

同計画では、想定するリスクシナリオに対し、指標を設定しているが、本年2月に行った第2次石巻市総合計画基本計画における数値目標「KGI」並びに重要業績評価指標「KPI」の指標及び目標値の見直し等に伴い、同計画における指標及び目標値を見直す必要が生じた。

同計画において設定している指標及び目標値の見直しを行い、第2次石巻市総合計画基本計画との整合等を図るもの。

(1) 主な内容

次の内容について、総合計画基本計画における指標及び目標値の見直しに合わせ、変更を行う。

また、すでに目標値を達成している指標等については、目標値の見直しを行い、指標・目標値ともに変更しない指標については、現状値を「令和元年度」から「令和3年度」の数値に改める。

No.	現行			見直し後		
	指標	現状値 令和元年度	目標値 令和7年度	指標	現状値 令和3年度	目標値 令和7年度
1-1	危険ブロック除去件数	年 156 件	年 100 件以上	危険ブロック塀等除去事業助成件数（単年）	113 件	100 件
1-2	公園施設長寿命化更新件数	0 件	40 件	長寿命化計画に基づく公園施設更新施設数（累積）	0 施設	100 施設
1-3	太陽光発電システム等補助金交付件数	4,602 件	6,100 件	再生可能エネルギーによる発電量（単年）	20,520 千 kwh	28,500 千 kwh
1-4	県営事業急傾斜地対策事業着手率	91.7%	91.7%以上	県営事業急傾斜地対策事業着手率	95.9%	96.0%以上
4-1	災害情報メール配信サービス登録者数	300 人	1,500 人	災害情報メール配信サービス登録者数（累積）	13,451 人	14,891 人
6-1	太陽光発電システム等補助金交付件数（再掲）	4,602 件	6,100 件	再生可能エネルギーによる発電量（単年）（再掲）	20,520 千 kwh	28,500 千 kwh
7-1	ため池整備事業進捗率	40%	100%	ため池整備事業進捗率	5%	20%
7-3	有害鳥獣（ニホンジカ）駆除件数（単年）	年 1,433 件	年 1,700 件	有害鳥獣（ニホンジカ）による被害額（単年）	48,759 千円	39,000 千円

(2) 今後の予定

令和5年4月下旬 石巻市国土強靱化地域計画の改定、市ホームページ掲載

4 新型コロナウイルスワクチン個別接種奨励金交付事業の実施について（保健福祉部）

新型コロナウイルスワクチンについては、令和3年2月以降、数回にわたり集団接種を積極的に活用し、短期集中的な接種を行ってきたが、令和5年度においては、今後の定期接種化を見据え、個別接種を中心とする体制への移行を進める方針が厚生労働省から示された。

個別接種促進のための支援事業については、令和4年度までは都道府県事務であったが、令和5年度から市町村事務に変更となった。

定期接種化に向けての土台を固めるため、診療所における新型コロナワクチンの安定した接種体制の確保を図る。

(1) 主な内容

一定の接種条件を達成した「診療所」に対して奨励金を交付する。

条 件：次の期間中に週100回以上のワクチン接種を4週間以上実施

第一期：令和5年5月1日～同年7月1日（9週間）

第二期：令和5年7月2日～同年9月2日（9週間） ※以後も継続予定

交付額：2,000円／1回

(2) 今後の予定

令和5年6月 市議会第2回定例会に補正予算案について提案

石巻市新型コロナウイルスワクチン個別接種奨励金交付要綱の制定

（告示の日から施行（令和5年度予算に係る奨励金に適用））

5 石巻市産業振興計画における指標及び目標値の見直しについて（産業部）

令和3年11月策定の石巻市産業振興計画は、第2次石巻市総合計画の個別計画であり、本年2月に行った総合計画基本計画における数値目標及び重要業績評価指標の見直し作業に併せて、総合計画との整合を図るとともに、連動する独自指標の見直しに向けた検討を進めてきた。

指標等の見直しを実施することにより、総合計画基本計画と整合を図り、現状に合わせた適切な事業評価を行うもの。

(1) 主な内容

以下の内容について変更するもの。

総合計画基本計画における指標及び目標値の見直しに合わせ、石巻市産業振興計画の指標、現状値及び目標値の変更を行う。また、変更しない指標については、現状値を「令和元年度」から「令和3年度」の数値に改める。

	指標数	指標・目標値を見直した数
総合計画と同じ指標	31	21
独自指標	17	6
計	48	27

(2) 今後の予定

令和5年4月下旬 石巻市産業振興計画の改定、市ホームページ掲載

5月 石巻市産業連携会議で報告

都市再生整備計画の変更及び公表

[報告事項]

1 郵便入札の見直しについて（総務部）

令和2年度より新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、石巻市郵便入札実施要綱（平成20年石巻市告示第126号）の規定を準用し、工事及び工事を伴う業務委託のほか、物品及び役務提供の制限付き一般競争入札、指名競争入札及び随意契約について、原則郵便入札を実施していたが、厚生労働省の発表により、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症が5類感染症に引き下がることが決定された。

現行の郵便入札について、窓口持参による入札書の提出も可能とすることにより、入札参加者の手続きの負担軽減及び入札業務の効率化を図るもの。

(1) 主な内容

改正後	現行
種別 工事、工事を伴う業務委託、物品購入、役務提供など	種別 工事、工事を伴う業務委託
手法 郵便又は窓口持参	手法 郵便

※ 参集型、非参集型のいずれを実施するか、入札執行者が判断することができることとする。

(2) 今後の予定

なし

2 個人住民税における森林環境税の導入に伴う賦課徴収及びわがまち特例等の見直しについて（総務部）

令和5年度地方税制改正について、「地方税法等の一部を改正する法律」が令和5年4月1日に施行され、個人住民税においては、令和6年度から課税が開始される森林環境税の導入に伴う規定の整備、また、固定資産税においては、大規模修繕が行われたマンションに対する特例措置（わがまち特例）を新設するなどの改正がなされた。

関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正・公平な市税の課税措置を図るもの。

(1) 主な内容

ア 石巻市市税条例関係

① 個人住民税関係

森林環境税の導入に伴う規定の整備

- ・令和6年度から個人市民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市が賦課徴収する旨を規定する改正。

② 軽自動車税関係

種別割のグリーン化特例の延長

- ・電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置について適用期間を3年延長。

③ 固定資産税関係

わがまち特例制度における課税標準の特例（新規1件、延長6件、廃止1件）

- ・長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の特例の新規追加（参酌：3分の1）
- ・適用期限が令和5年3月31日のものについて、適用期限の延長
- ・認定先端整備等導入計画に従って取得した先端設備等に対する課税標準額の特例の廃止

イ 石巻市都市計画税条例関係

わがまち特例制度における課税標準の特例（延長4件）

- ・適用期限が令和5年3月31日のものについて、適用期限の延長

ウ 石巻市市税特別措置条例関係

離島地域における固定資産税の課税免除

- ・課税免除の対象を、離島振興計画において産業振興促進事項に記載されている地区及び事業に限定

(2) 今後の予定

石巻市市税条例及び石巻市都市計画税条例並びに石巻市市税特別措置条例の一部改正の専決処分（令和5年3月31日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

3 石巻市消防団員等公務災害補償の見直しについて（総務部）

消防団員や消防活動に協力した者（消防作業従事者）等が、消防活動中の負傷等により介護を要する状態となった場合、市町村は介護に要した費用を介護補償として支給することとされている。

介護補償の額は「常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額」とされ、労働者災害補償と同額を告示により定めている。

今般、労働政策審議会の答申に基づき、労働者災害補償保険法施行規則に定める介護補償の額が増額改定されたことに伴い、消防団員等の損害補償に係る介護補償についても増額改定されたことから、石巻市消防団員等公務災害補償も同様に改正が必要となった。

石巻市消防団員等公務災害補償における介護補償の額を改正することで、消防団員等に係る公務災害による損害補償の適正な運用を図るもの。

(1) 主な内容

ア 非常勤消防団員等に対する損害補償に係る介護補償額の改定（月額）

対 象		改 正 後		現 行
① 常時介護を要する場合	(1) 最高限度額	172,550円	(900円増)	171,650円
	(2) 親族等による介護を受けているときの最低補償額	77,890円	(2,600円増)	75,290円
② 随時介護を要する場合	(1) 最高限度額	86,280円	(500円増)	85,780円
	(2) 親族等による介護を受けている場合の最低補償額	38,900円	(1,300円増)	37,600円

イ 施行年月日 令和5年4月1日

(2) 今後の予定

石巻市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の専決処分（令和5年3月31日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

4 国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の見直しについて（保健福祉部）

国民健康保険の被保険者間における保険税負担の公平性の確保及び消費者物価の上昇等の経済動向を踏まえ、「地方税法施行令の一部を改正する政令」が公布されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に係る軽減判定所得が見直された。

関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な課税措置を図るもの。

(1) 主な内容

令和5年度課税分から課税限度額及び低所得者に係る保険税軽減所得の見直しを行う。

ア 課税限度額の見直し

	改正	現行
基礎課税額分（医療分）	65万円	65万円
後期高齢者支援金等分	<u>22万円</u>	<u>20万円</u>
介護納付金分	17万円	17万円
合計	<u>104万円</u>	<u>102万円</u>

イ 低所得者に係る保険税軽減判定所得の見直し

軽減割合	改正	現行
7割軽減	基礎控除額(43万円) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下	基礎控除額(43万円) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) + <u>29万円</u> ×被保険者数	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) + <u>28.5万円</u> ×被保険者数
2割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) + <u>53.5万円</u> ×被保険者数	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) + <u>52万円</u> ×被保険者数

※1 軽減は、応益分（均等割額、平等割額）の軽減割合

※2 被保険者数及び給与所得者等の数には、特定同一世帯所属者（同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者）を含む。

※3 給与所得者等とは、一定額（55万円）を超える給与収入を有する者又は一定額（65歳未満は60万円、65歳以上は110万円）を超える公的年金等の支給を受ける者で給与所得を有しない者を言う。

(2) 今後の予定

石巻市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（令和5年3月31日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

5 宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴う石巻市後期高齢者医療に関する条例の整理について（保健福祉部）

本市において行う後期高齢者医療の事務については、「石巻市後期高齢者医療に関する条例」において規定している。

当条例で規定する事務を定める「宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」が一部改正された。

関係法令の改正に伴い、「石巻市後期高齢者医療に関する条例」の一部について整理を行うもの。

(1) 主な内容

石巻市後期高齢者医療に関する条例第2条第1項第8号中「広域連合条例附則第7項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」を「広域連合条例附則第3項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」に改める。

(2) 今後の予定

石巻市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の専決処分（令和5年3月31日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

6 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料の免除措置の延長について（保健福祉部）

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料については、令和4年度まで全額国の財政支援により免除措置を行ってきたところであるが、今般、国の財政支援が令和5年度まで延長された。

国民健康保険税及び介護保険料の免除措置を延長することにより、被災者の経済的負担の軽減を図る。

(1) 主な内容

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料の免除措置等に対する財政支援を延長する。

国の財政支援については、被保険者間の公平性を確保するとともに、十分な経過措置を講じる観点から、避難指示解除から10年程度で終了することとし、令和5年度から順次、見直しを実施することとされた。

【対象】

帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者に係る令和5年度相当分の国民健康保険税及び介護保険料であって、令和6年3月31日までに納期限が到来する額

平成26年までに避難指示区域等の指定が解除された上位所得者層を除く旧避難指示区域等の被保険者に係る令和5年度相当分の国民健康保険税額及び介護保険料額であって、令和6年3月31日までに納期限が到来する額の半額

【免除措置に係る新旧対照表】

区 域	所得区分	改正後	現 行
帰還困難区域	—	令和6年3月分まで	令和5年3月分まで
旧避難指示区域等*	上位所得層*を除く		

※旧避難指示区域等：平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（檜葉町の一部）、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）の区域等、令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部）並びに令和5年4月1日に指定が解除された特定復興再生拠点区域（富岡町の一部）をいう。

※上位所得層 国保：世帯に属する被保険者の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯

介護：被保険者個人の合計所得金額が633万円以上

【免除対象者】

国民健康保険税2世帯、介護保険料2人（令和5年3月末現在）

(2) 今後の予定

東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正及び東日本大震災に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の一部改正の専決処分（令和5年4月1日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

7 子育て世帯生活支援特別給付金の実施について（保健福祉部）

政府において、食費等の物価高騰における「物価・賃金・生活総合対策」が閣議決定し、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の実施が決定された。

食費等の物価高騰の影響を受けている低所得の子育て世帯等の生活支援を図る。

(1) 主な内容

低所得の子育て世帯等への支援として、下記の対象者に対し、特別給付金を支給する。

ア 支給対象者

(ア) 児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）

- ① 令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている者（申請不要）
- ② 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。）
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

(イ) 令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯（その他低所得の子育て世帯）

- ① 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象者であった者（申請不要）
※令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で令和4年度分の住民税均等割が非課税である者
- ② 上記以外で子どもを養育する者で令和4年度分の住民税均等割が非課税である者（高校生のみ養育世帯）や直近で収入が減収した者
※子どもの対象年齢：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）

イ 支給見込世帯数 2,600世帯（児童4,400人）

〔内訳〕 (ア) 1,600世帯（児童2,400人）

(イ) 1,000世帯（児童2,000人）

ウ 給付金額 児童一人当たり一律5万円

エ 給付時期

支給対象者のうち

上記ア(ア)の①の児童扶養手当受給者(申請不要)：令和5年5月中旬支給予定

上記ア(ア)の②、③の対象者：申請に基づき令和5年6月頃から順次支給

上記ア(イ)の①の児童手当等受給者(申請不要)：令和5年5月中旬支給予定

上記ア(イ)の②対象者：申請に基づき令和5年6月頃から順次支給

(2) 今後の予定

令和5年4月 石巻市令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金事業実施要綱の制定
(告示の日から施行)

市ホームページ及び市報により周知するほか、対象者へ通知する。

6月 関係補正予算の専決処分(令和5年4月5日)について、市議会に報告し、その承認を求める。

【その他】

- ・ 総合支所連絡会議の開催について（総務部）
- ・ 挨拶の励行について（総務部）
- ・ 指標設定の考え方にかかる共有会議の開催について（復興企画部）
- ・ 住吉学校給食センターの工事にかかる対応について（教育長）
- ・ C h a t G P Tに係る注意喚起について（工藤副市長）

以上